

函館市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、教育委員会事務局を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお、この監査については、山田潤一前監査委員、植松直前監査委員、斉藤明男前監査委員および松宮健治前監査委員が監査を行ったものである。

令和元年6月3日

函館市監査委員	小	野	浩
函館市監査委員	本	間	裕 邦
函館市監査委員	板	倉	一 幸
函館市監査委員	藤	井	辰 吉

平成30年度 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

教育委員会事務局

2 監査の対象

平成30年4月1日から平成30年9月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

平成30年11月30日から平成31年3月25日まで

4 監査の実施内容

監査にあたっては、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているかについて、監査項目を定め、都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 現金出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続きは適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

- (4) 支出事務（部活動地域支援者活用事業費）
 - ア 違法，不当または不経済な支出はないか。
 - イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
 - ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。
 - エ 支払時期は適正か。
- (5) 契約事務（高齢者対象大学（亀田老人大学・高齢者大学湯川校）
実施業務委託契約）
 - ア 契約の方法および手続きは適正か。
 - イ 契約書，見積書等関係書類および帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
 - ウ 履行の確認は適切に行われているか。
- (6) 教育施設実地監査（予算の執行，現金取扱事務および庶務的事務）
 - ア 計画的かつ効率的に行われているか。
 - イ 会計区分，年度区分および予算科目は適正か。
 - ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。
 - エ 現金出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
 - オ 現金出納簿は正確に記帳されているか。
 - カ 収納金は適切に保管され，遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
 - キ 職員の服務に係る手続きは適正か。
 - ク 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について，次のとおり財産管理について整理等を要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

(ア) 東部4支所管内に設置している職務住宅および教職員住宅については，一の住宅に係る土地と建物でそれぞれ異なる財産区分となっているものが見受けられたほか，施設管理においても，

教育委員会では当該住宅用地の貸付や賃借等の用地管理および建物修繕等の維持管理を行っているものの、住宅入居者の決定、契約、貸付料の徴収については東部4支所において行っているなど、建物維持と入居管理を異なる部局において行っていることから、適正な財産区分に整理することはもとより、複雑な管理体制を見直し、責任の所在面および効率面に配慮した、適切な施設管理を図られたい。

(イ) 教育委員会所管の金堀小学校で、子ども未来部が進める統合児童館の整備に関わって、プール解体や測量調査などの実施にあたり、その執行についての承諾を口頭で行ったとしており、当該内容、経過、決定した事項等についての書類がなく、また、定められた決裁権者が決定したものであるかも確認できなかった。当該事務についても書面により手続きを進める必要があると思料するので、適切な事務の執行を図られたい。